

【資料】福祉施設・支援団体等への支援メニューについて

事業名（支援メニュー）	概要	施設職員の方が行うこと	相違点	備考
1 マイナンバーカード 取得支援事業	福祉施設・支援団体等が行う申請サポート及び代理交付によるカードの受取りに対し、市が施設等に対して報償金を支払う。	<ul style="list-style-type: none"> ○申請のとりまとめ、名簿作成 ○市との打ち合わせに参加 ○申請サポート（申請代行、写真撮影・申請不備対応を含む） ○本人確認書類等、市へ提示・提出する書類の取りまとめ ○代理交付（本人確認書類・暗証番号を含む委任状等の作成・市への提出） ○事業の実績報告及び請求手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ○市の報償金あり ○カードは一括して施設等が受け取る ○左記の申請サポートや代理交付、実績報告等の書類作成に加えて、本人申請では必ずしも必要とされない写真付き本人確認書類等の作成が生じる。 	<p>予算の上限に達した場合は終了</p> <p>※予算の上限に達するまでは、同一施設等による複数回の利用可</p>
2 出張申請受付サービス	市が福祉施設・支援団体等に伺い、本人確認や写真撮影など申請サポートを行い本人から申請を受け付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ○申請のとりまとめ、名簿作成 ○本人確認書類等、本人より市が提示・提出を受け付ける書類の取りまとめ ○施設における申請において <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の記入、確認や写真撮影ができる場所の提供 ・職員又は家族等の介助者の立ち合い <p>※施設等にて可能な場合は、マイナンバーカード共通事項の説明のため、申請者本人が一同に集まる場所の提供と申請者本人との集合調整をお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市報償金なし ○名簿作成以外の書類作成が不要である。 ○マイナンバーカードは、後日申請者の住所地宛に簡易書留かつ転送不要扱い等で郵送する。 	<p>同一施設等による複数回の利用可</p>

【共通事項】

○申請書や交付通知書など市に提出が必要な書類については、予め、マイナンバーカードの取得を希望する方を対象に市が住民票登録地へ送付（転送不要扱い）いたしますので、その書類の取りまとめをお願いします。

○いずれの事業（支援メニュー）も申請の受付からカード交付までに要する期間は原則同じです。ただし、1 マイナンバーカード取得支援事業の場合、施設職員に作成・提出いただく書類があり、また、市による書類確認に日数を要する場合もあることから、日数に余裕をもって事務手続きをお願いします。

○申請者本人に法定代理人（成年後見人、保佐人、補助人）が登録されている場合は、法定代理人を介した手続きとなります。

○顔認証専用のマイナンバーカードの作成も可能です。ただし、暗証番号が設定されず、健康保険証として利用の際に本人顔認証（又は受付職員目視）が必要です。